

議案第 8 号

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

亀山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年
亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第
6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同
条中第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

（8）職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に
次の1号を加える。

（5）職員の休業の状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）職員の人事評価の状況

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。